

公立大学法人福井県立大学役員報酬規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事および監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員は、常勤の役員については、給料、通勤手当および期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当および通勤手当とする。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料の月額を、次のとおりとする。

- (1) 理事長 890,000円
- (2) 副理事長 890,000円
- (3) 理事 766,000円以下で理事長が定める額

2 前項に規定する給料の月額は、その者の業務実績、法人の運営状況および社会情勢等を勘案して、これを増額し、または減額することができる。

(通勤手当)

第4条 常勤の役員の通勤手当の額、支給要件、支給方法等については、公立大学法人福井県立大学職員給与規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第37号。以下「給与規程」という。）の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、または死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における給与規程第24条第2項に掲げるその者の在職期間の区分に応じ、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、期末手当の支給要件、支給方法等については、給与規程の例による。

(非常勤役員手当等)

第6条 非常勤役員手当は日額とし、1日につき、30,000円とする。

2 非常勤役員に支給する通勤手当は費用弁償とし、その計算方法等については、公立大学法人福井県立大学職員旅費規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第44号）の例による。

3 前2項に規定する非常勤役員手当および通勤手当は、非常勤の役員が業務の執行を行った日の属する月の翌月の15日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（この項において「祝日」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日、土曜日または祝日でない日に支給する。

(口座振替による報酬の支払)

第7条 役員から申出のあるときは、理事長の定めるところにより、口座振替の方法により報酬を支払うことができる。

(報酬からの控除)

第8条 役員は、その報酬の支給に際しては、その報酬から法令に別段の定めがあるものおよび役員自らが控除を申し出たものを控除するものとする。

(役員報酬の特例)

第9条 次に掲げる場合の役員報酬については、第2条から第5条までの規定にかかわらず、理事長が定める。

- (1) 職員(給与規程の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)から引き続き常勤の役員となった場合
- (2) 福井県職員が任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員となるため退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった場合
(準用)

第10条 役員報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項に規定する役員給料の月額、平成27年5月18日までの間、同項の規定にかかわらず、同項に定める給料の月額から当該給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条に規定する期末手当および公立大学法人福井県立大学役員退職手当規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第6号)第3条に規定する退職手当の額の算定基礎となる給料の月額については、この限りでない。
- 3 法人の成立の日の前日に福井県職員であった者が福井県を退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における当該役員報酬については、理事長が定める。
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年2月18日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月24日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成28年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成29年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月17日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、令和元年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、令和4年12月1日から施行する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月30日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、令和5年12月1日から施行する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、令和6年12月1日から施行する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。